

国等が実施する外国人医療関連の 事業について

メディフォン株式会社

2023年9月14日（木）オンライン開催

令和5年度 厚生労働省補助事業「外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業」
外国人患者受入れに向けた体制整備を進める意思決定及びそのプロセスについて
～地域の基幹病院として公立・公的医療機関の取り組み事例～

ご紹介する外国人医療関連の主な事業等について

◆共通

- ・ 外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト
- ・ 医療通訳育成カリキュラム基準、医療通訳テキスト

◆医療機関向け

- ・ 外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル
- ・ 訪日外国人の診療価格算定方法マニュアル
- ・ 外国人向け多言語説明資料
- ・ 医療機関のための外国人患者受入れ情報サイト
- ・ 外国人患者受入れ医療機関認証制度
- ・ 夜間・休日対応ワンストップ窓口
- ・ 希少言語に対応した遠隔通訳サービス
- ・ 訪日外国人受診者の医療費不払い防止及び報告に関する情報
- ・ 日本医師会医師賠償責任保険医療通訳サービス

◆地方自治体向け

- ・ 地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル
- ・ 全国保健所長会の各種情報提供（外国人対応）

外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト

- 厚生労働省と観光庁が連携して外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリストを公開し、定期的に更新しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html

- 本リストは多言語化（英語・中国語〔簡体字／繁体字〕・韓国語）され、日本政府観光局（JNTO）ウェブサイトで公開されています。

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html

外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト

目的
患者や医療機関等の利便性や行政サービス向上のために、外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめ、全ての居住国において外国人患者が安心して受診できる体制を整備することを目的としています。

外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト（医療機関リスト）のポイント

- 外国人患者への診療に協力する意志がある医療機関のうち、都道府県により選別性があるかと判断された医療機関が掲載されます。都道府県が不適格と判断した医療機関は掲載されません。
- 都道府県が地域の医療体制を考慮して選出した医療機関は「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」として、以下の2つのカテゴリを設け掲載されています。
 - カテゴリー1**：入院を要する救急患者に対応可能な医療機関（都道府県で1つ以上）
 - カテゴリー2**：診療所・歯科診療所も含む外国人患者を受け入れ可能な医療機関（二次医療圏に1つ以上）

医療機関リスト掲載の医療機関	
外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関	外国人患者を受け入れる適格な医療機関（拠点的な医療機関としての選出はなし）
カテゴリー1 [救急対応可能：都道府県で1つ以上]	カテゴリー2 [診療所含む：二次医療圏に1つ以上]
(要件) ● 多言語対応の選別性及び都道府県が判断 ● 地域の医療体制を考慮し、都道府県が選出	● 多言語対応の選別性及び都道府県が判断

医療機関リストは、令和元年度から厚生労働省と観光庁が共同で取りまとめています。観光庁では日本政府観光局（JNTO）のHPにおいて多言語で公開しています。

※1 医療機関リストに掲載されている医療機関は、2024年1月1日現在の情報に基づき掲載されています。2024年1月1日現在の情報に基づき掲載されています。

※2 医療機関リストに掲載されている医療機関は、2024年1月1日現在の情報に基づき掲載されています。2024年1月1日現在の情報に基づき掲載されています。

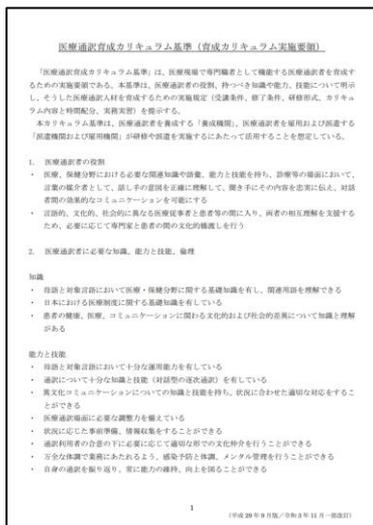
都道府県・二次医療圏	医療機関	医療機関 郵便番号 住所 (英語)	住所 (英語)	電話番号	受付時間	WEBサイト	対応診療科と対応外言語	利用可能なクレジットカード
北海道	101 滝川南	医療法人社 心会 滝川南診療所	Incopart 041-0802 北海道函館市131-1bhi 0138-461	月～金 8:45	https://www.incopart.jp/	内科・EN・VISA, MA		
北海道	101 滝川南	市立滝川病院	Hakodate 041-0801 北海道函館市1-10-1mi 0138-431	月～金 8:30	https://www.hakodate-city-hospital.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	104 札幌	医療法人 徳州会 札幌東徳州会病院	Tokushu 065-0533 北海道札幌市14-3-1kg 011-7221	月～金 7:00	https://www.tokushu-hospital.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	104 札幌	社会福祉法人 聖心会 北海道大徳会病院	Hokkaido 063-0052 北海道札幌市11-600-1	月～金 8:00	https://www.hokkaido-daikoku-hospital.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	105 根室	JA北海道厚生連 根室支店 根室病院	Kaichiro 044-0004 北海道根室市1-1-1g 0136-929	月～金 8:00	https://www.ja-hokkaido-hospital.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	112 札幌中部	加川赤十字病院	Janacco 070-8530 北海道札幌市1-1-1 0166-2211	月～金 8:00	https://www.janacco-hospital.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	112 札幌中部	聖母外科学専門学校	Shindo H 078-8214 北海道札幌市19-6-4-jv 0166-311	月～金 9:00	https://www.shindo-h.ac.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	119 十勝	社会福祉法人 北斗 北斗病院	Hokuto 080-0833 北海道網走市11-2 Shur 0138-514	月～金 8:00	https://www.hokuto-hospital.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	120 釧路	市立釧路総合病院	Kushiro 085-0822 北海道釧路市38-3 Gory 0138-511	月～金 8:00	https://www.kushiro-hospital.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	101 南支庁	函館五稜会病院	Hokkaido 084-8611 北海道函館市171-1 QAzaho 01392-251	月～金 8:30	https://www.gomohji-hospital.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	101 南支庁	木古内町国民健康保険病院	Kikonai M 049-0422 北海道木古内町1-1-1 0138-834	月～金 9:00	https://www.kikonai-hospital.jp/	内科・E・VISA, MA		
北海道	101 南支庁	医療法人 青森会 函館南支庁病院	Shushiku 041-0802 北海道函館市450-25-hi 0138-834	月～金 9:00	https://www.shushiku-hospital.jp/	内科・E・VISA, MA		
北海道	101 南支庁	医療法人 西内会 心臓血管クリニック	Konami C 040-0023 北海道函館市13-15 Sui 0138-834	月～金 9:00	https://www.konami-hospital.jp/	内科・E・VISA, MA		
北海道	104 札幌	医療法人 徳州会 札幌徳州会病院	Sapporo T 004-0041 北海道札幌市1-1-1 Oyi 011-8102	8:30～11	https://www.tokushu-hospital.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	104 札幌	医療法人 札幌山形整形外科病院	Sapporo H 089-0007 北海道札幌市2-1-1 3 IG 011-612	月～金 8:15	https://www.hokkaido-ortho.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	104 札幌	社会福祉法人 大塚徳州会病院	GHTSUK 001-0016 北海道札幌市011-7471	月～金 9:00	https://www.ghtsuk-hospital.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	104 札幌	北星病院	Hokkaido I 066-0801 北海道札幌市5-1-1 011-8123	24時間	https://www.hokkaido-ortho.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	104 札幌	医療法人 本庄会 大進1/厚皮外科	Odori Jim 011-0042 北海道札幌市17-1-27 C 011-8116	8:30～19:00	https://www.odori-jim-hospital.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	104 札幌	医療法人 社団 山内山内外科病院	KATAYAMA 069-0817 北海道滝川市13-3 Nopp 011-3851	24時間	https://www.katayama-ortho.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	104 札幌	医療法人 社団 青森会 札幌ファミリークリニック	Medica C 006-0852 北海道札幌市2-4-2-22, 011-8991	月～金 9:00	https://www.medica-clinic.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	104 札幌	医療法人 社団 山形整形外科クリニック	YAMAGUCHI 062-0832 北海道札幌市21-1-1 011-8371	月～金 9:00	https://www.yamaguchi-ortho.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	105 根室	社会福祉法人 北海道社会事業協会 小樽病院	Otaru Kye 047-0014 北海道小樽市0134-234	月～金 8:30	https://www.otaru-kye-hospital.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	105 根室	社会福祉法人 函館財源生命文化財団 函館済生会小樽病院	Social We 047-0008 北海道小樽市10-1 Chik 0134-234	月～金 8:30	https://www.social-we-hospital.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	105 根室	医療法人 社団 山形整形外科病院	Ono Orth 044-0283 北海道小樽市19-24-Mine 0134-234	月～金 9:00	https://www.ono-ortho-hospital.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	105 根室	ニセコインテリジェントクリニック	nic (niuek 044-0051 北海道小樽市170-100 Y 0136-911	24時間	https://www.nic-clinic.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	106 南支庁	独立行政法人 労働者健康安定機構 北海道中央防災病院	Jeppan-Ort 098-0004 北海道帯広市16-2 Hiza 0126-22	月～金 8:00	https://www.jeppan-ortho.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	109 苫小牧	社会福祉法人 函館連合社会事業協会 函館病院	Corporat 059-8005 北海道函館市176 Takai 0157-741	月～金 8:45	https://www.corporat-hospital.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	110 東支庁	苫小牧市立病院	Tomakom 059-8557 北海道苫小牧市0144-331	平日 8:45	https://www.tomakom-hospital.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	110 東支庁	王子動物病院	Oji Center 053-8508 北海道王子市0154-324	月～金 8:30	https://www.oji-center-hospital.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	110 東支庁	駒形聖心会病院	Kirikyo T 053-0855 北海道駒形市23-1-1 0144-72	月～金 8:00	https://www.kirikyo-hospital.jp/	救急科・E・VISA, MA		
北海道	111 日高	医療法人 徳州会 日高徳州会病院	Hidakatok 005-0005 北海道日高市1-10-27 51049-42-830	12	https://www.hidakatok-hospital.jp/	救急科・E・VISA, MA		

医療通訳育成カリキュラム基準

医療通訳テキスト

- **医療通訳育成カリキュラム基準**は、医療現場で専門職者として機能する医療通訳者を育成するための実施要領です。本基準は、医療通訳者の役割、持つべき知識や能力、技能について明示し、そうした医療通訳人材を育成するための実施規定（受講条件、修了条件、研修形式、カリキュラム内容と時間配分、実務実習）を提示するものです。
- **医療通訳テキスト**は、医療通訳育成カリキュラム基準を実施するための標準テキストとして、一定の能力を有した専門医療通訳者の育成を目指し作成されたものです。

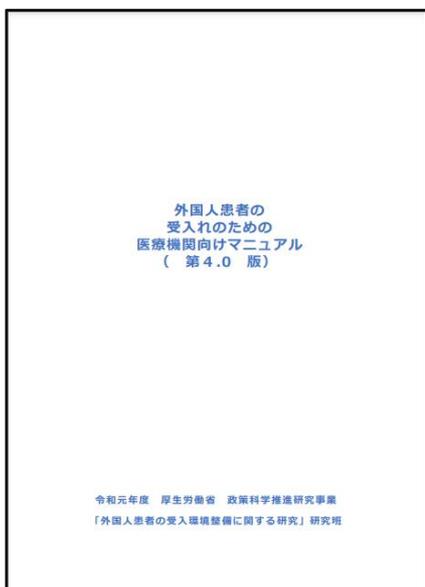
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000056944.html>



外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル (第4.0版)

- 本マニュアルは「厚生労働省 訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」の専門家の議論等を踏まえ、医療機関における外国人患者の受入環境整備の資するよう取りまとめられたものです。

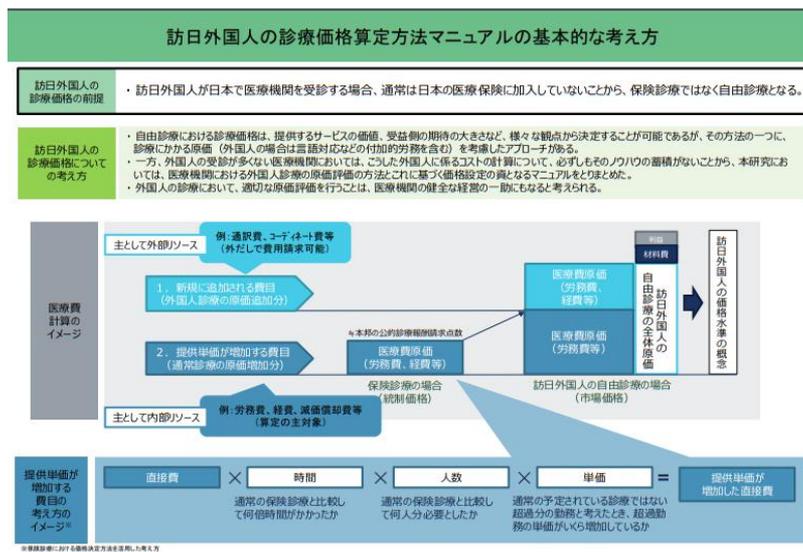
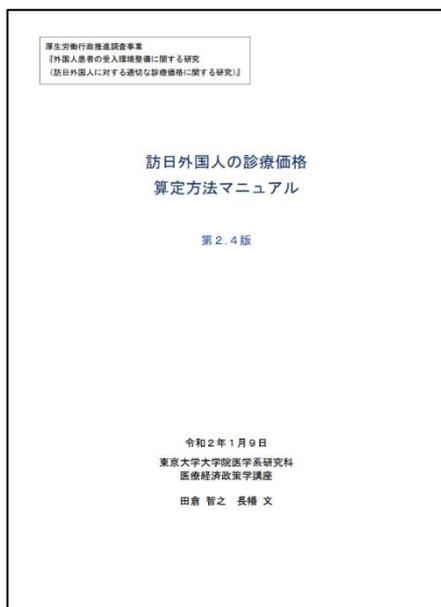
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html



訪日外国人の診療価格算定方法マニュアル（第2.4版）

- 本マニュアルは、訪日外国人に対する自由診療の提供において、医療機関が個別に診療価格を設定することをサポートする目的で、診療価格の概念や価格算定の手法を解説しています。
- 特に、医療機関の経営安定（持続的な発展）の観点から、医療原価[a]（再投資の利益の取扱いなど含む）に基づく価格設定のアプローチを提示しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_08838.html



外国人向け多言語説明資料

- この説明資料は、円滑な外国人患者の受入れを目的とした多言語ツールであり、日本国内の医療機関を対象に提供しているものです。
- 診療申込書、医療費請求書、診療科毎の問診票、同意書等について、6か国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ウクライナ語）のひな形がダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumeiml.html

患者氏名: 患者ID: 英語版印刷

Patient Registration Form / 診療申込書

Name / 氏名		Sex / 性別	
<input type="checkbox"/> Male / 男		<input type="checkbox"/> Female / 女	
Date of birth (YYYY/MM/DD) / 生年月日	Year / 年 Month / 月 Day / 日	Age / 年齢	years old / 歳
Address or accommodation in Japan / 病院又は日本での滞在先			
Address in home country (for short-term visitors only) / 本国の住所 (短期滞在者のみ)			
Phone No. (Home) / 電話 (自宅)	Phone No. (Mobile) / 電話 (携帯)	Nationality / 国籍	
Native language / 母国語		Interpreter request / 通訳の希望	
<input type="checkbox"/> Yes / 必要		<input type="checkbox"/> No / 必要でない	
Other languages spoken / 母国語以外に話せる言語		Occupation / 職業	
Special considerations requested for religious reasons / 宗教などの理由により特別に配慮が必要と希望			
Emergency contact details / 緊急連絡先			
Name / 氏名	Relationship / 患者との関係		
Address / 住所	Phone No. (Home) / 電話 (自宅)		Phone No. (Mobile) / 電話 (携帯)
<input checked="" type="checkbox"/> Resident status in Japan / 日本での滞在状況を教えてください。 <input type="checkbox"/> Resident / 居住 <input type="checkbox"/> Short-term stay / 短期滞在 <input type="checkbox"/> Business / ビジネス <input type="checkbox"/> Vacation / 旅行 <input type="checkbox"/> Student / 学生 <input type="checkbox"/> Other / その他			
<input checked="" type="checkbox"/> Reasons for choosing this hospital / 当院を選んだ理由を教えてください。			

英語版印刷

Consent Form / 同意書

To the doctor of the hospital / 病院医師: _____ (Hospital name / 病院名)

_____ has been given explanation according to the explanatory document on _____ (Name of medical procedure) regarding the medical procedure to be performed on _____ (Your Month/Day) / _____ 醫師 氏 名 氏に受けける診療行為について、_____ (説明書) の内容を患者様にお話し致しました。

_____ (患者氏名) 同意書裏面にて下記の事項について説明しました。

- Name of disease, clinical condition / 病名、病態
- Purpose, necessity and effectiveness of the treatment or examination / 治療 (検査) の目的、必要性・有効性
- Details, characteristics and precautions regarding the treatment or examination
- Risks of the procedure (treatment/examination) and their incidence rate / 治療 (検査) に伴う危険性とその発生率
- Procedures in the case of unexpected symptoms/complications (病状発症時対応の対応)
- Possibility of alternative treatment/examination, and accompanying risk factors and incidence
- Alternative treatment (検査) およびそれに伴う危険性とその発生率
- Possible outcome and prognosis if the treatment/examination is not performed
- 治療 (検査) を行わない場合の予後
- The patient's specific request for religious reasons / 宗教などの理由による特別に配慮が必要と希望
- Patient's contact information / 患者様連絡先
- Withdrawal of consent for treatment/examination / 治療 (検査) の同意撤回
- Blood transfusion related matters / 輸血関連
- Explanation of the examination for infectious diseases / 感染症検査に関する説明
- Patient's right to seek for another doctor's opinion (second opinion)
- その他医師の意見 (セカンドオピニオン) を求めることが出来ること
- Others / その他

Date of explanation / 説明年月日: _____ / _____ / _____ (Your Month/Day)
 医师 / 医師 氏名 / 氏名: _____
 Date / 説明年月日: _____ / _____ / _____ (Your Month/Day)
 Physician providing explanation / 説明を行う医師: _____
 Physician's signature on page / 署名のある医師: _____
 Reason for the patient's hospital / 当院を選んだ理由: _____
 Reason for the patient's hospital / 当院を選んだ理由: _____

Relationship with the patient / 患者との関係: _____

同意書 (説明書) の発行: 平成 27 年 7 月 1 日 2015 年 7 月 1 日

外国人患者受入れ情報サイト

- 外国人患者受入環境整備に関する医療機関向け及び地域関係者向けに情報発信を行っているウェブサイトです。
- 各種セミナーのご案内や、全国の外国人患者受入れ環境整備事例を集めてインタビューを掲載しています。

<https://internationalpatients.jp/>

このサイトは外国人患者を受入れる医療機関の質の確保をはかるため、厚生労働省の補助事業の一つとしてメディアフォン株式会社が開発しています。

総合トップページ

 外国人患者受入れ情報サイト

▶ 医療機関向けページ: トップ

▶ 地域関係者向けページ: トップ

外国人患者対応や受入れ体制整備に役立つ情報がみつかる



外国人患者対応に今すぐ使える言語資料が欲しい

外国人患者受入れ体制整備について学びたい

▶ 医療機関向けページに行く



他の自治体の外国人患者受入れ体制整備の取り組み事例を知りたい

地域の協議会開催の参考となる資料を見つけないか

▶ 地域関係者向けページに行く

このサイトは外国人患者を受入れる医療機関の質の確保をはかるため、厚生労働省の補助事業の一つとしてメディアフォン株式会社が開発しています。

総合トップページ

 外国人患者受入れ情報サイト

▶ 医療機関向けページ: トップ

▶ 地域関係者向けページ: トップ

好事例インタビュー

部署を超えた連携で進む外国人患者対応
沖縄県が取り組む「インバウンド医療受入体制整備事業」

沖縄県/ 沖縄県庁
インタビュー実施日: 2023.3.1



沖縄県へ訪れる外国人観光客の数は、年々増加しています。平成22年度には30万人弱だった外国人観光客が、平成30年には約300万人まで増加、外国人観光客の増加に伴い、インバウンド医療対応のニーズも高まりました。そんな中、平成28年度より沖縄県でスタートしたのが「インバウンド緊急医療対応多言語コールセンター業務」です。これは、外国人観光客が急な病気やケガに見舞われても、安心して沖縄観光を楽しめるように、受入体制の整備や医療機関等の負担軽減を行う事業です。

外国人患者受入れ医療機関認証制度

- **JMIP（Japan Medical Service Accreditation for International Patients; 外国人患者受入れ医療機関認証制度）**
とは、訪日および在留外国人の方々が安心・安全に日本の医療サービスを楽しむことができることを目的とし、一般財団法人日本医療教育財団が日本国内の医療機関に対して、外国人患者の受入れに資する体制を第三者的な視点から中立・公平に評価する認証制度です。
- 本認証制度は、外国人患者の円滑な受入れを推進する国の事業の一環として厚生労働省が平成23年度に実施した「外国人患者受入れ医療機関認証制度整備のための支援事業」を基盤に策定されたものです。

<https://jmip.jme.or.jp/>

夜間休日ワンストップ窓口事業

- 厚生労働省では医療機関の外国人患者対応支援に係る都道府県の取組を補完するため、「医療機関における外国人対応に資する夜間・休日ワンストップ窓口事業」を設置しています。

<https://www.onestop.emergency.co.jp/>

厚生労働省では外国人患者に係る相談サービスを提供しています
本サービスは医療機関関係者であれば、どなたでもお問い合わせが可能です。

夜間・休日ワンストップ窓口 サービスのご案内

医療機関の外国人患者対応支援に係る都道府県の取組を補完するため、厚生労働省では「医療機関における外国人対応に資する夜間・休日ワンストップ窓口事業」を実施しています。（日本エマージェンシーアシスタンス株式会社受託）

この窓口では外国人患者対応に関してお困りごとが発生した際に、医療機関関係者様に対し、助言や情報提供を行っています。

利用可能時間 平日 17時から翌朝 9時まで、
土・日・祝日および年末年始 24時間受付

電話番号 03-6371-0057（通話料は利用者負担となります）

利用方法 ①コールセンターのオペレーターに、
都道府県名、医療機関名（またはその他機関名）、
所属部署、電話口の方のお名前 をお伝えください。
②お困りの事項についてお話しください。
※なお、患者様等個人からの相談はお受けしておりません。

窓口開設時期 2023年4月1日（土）から 2024年3月31日（日）まで

外国人患者とのコミュニケーションでお困りの際は、
厚生労働省 希少言語に対応した通訳サービスがご利用いただけます。

利用可能時間 24時間 365日
対応言語 タイ語、マレー・インドネシア語、ネパール語、モンゴル語、タミル語、
ベトナム語、ヒンディー語、クメール語、ミャンマー語、タガログ語、
ベンガル語、ロシア語、ウクライナ語、フランス語、イタリア語、ドイツ語、
アラビア語 の17か国語
医療機関であれば利用可 有料サービス 事前登録が必要
オンライン多言語受付け入れの対応方針を前またはウクライナ語のサービス利用
料は当面の間無料とします。（通話料は利用者負担）

事前登録先 運営事務局 株式会社BRIDGE MULTILINGUAL SOLUTIONS
(母：株式会社BRIDGEC'S)

問合せ先 03-5366-6018 (平日9:30~18:00)
03-4332-1288 (平日18:00~翌9:30・土日祝日24時間)

夜間・休日ワンストップ窓口への相談内容の例

医療機関様 → ワンストップ窓口 (オペレーターによる相談・情報提供)
電話での相談

状況の把握・情報整理

- 外国人患者の来院時に把握すべき情報
- 外国人患者受入れのための体制やフロー、用意する書類などのご相談
- 医療機関の案内
- 言語サポート・通訳サービスの案内
- 各種トラブルのご相談

支払いサポート

- 医療費の未収金防止対策
- 来院時に確認すべき情報
- 諸保険に加入している場合の患者および医療機関で必要となる手続き
- 窓口で支払いに問題が生じた際の対応策など

院外機関情報提供・手続き説明

- 在留資格やビザについて
- 国民健康保険や社会保険など
- 院外の大使館等の公的機関や航空会社等の事業者の案内と諸手続きについての情報提供

重篤案件対応の情報提供

- 転院や帰国医療搬送が必要になった際の、患者および医療機関で発生する手続き
- 外国人患者が亡くなった際のご遺体搬送や手続きについて

※受け付けた相談内容については、当該都道府県の窓口に対し双方の連携向上を目的に、相談を行った機関名及びその相談の概要を速やかにメールにて共有させていただきます。
なお、相談内容に患者の個人情報が含まれる場合は、当該情報を伏せた上で共有いたします。
その他、特段の配慮が必要な場合はご相談下さい。

希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業

- 厚生労働省では、民間サービスが少なく通訳者の確保が困難な希少言語に対して遠隔通訳サービスを実施しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/new_page_00015.html

厚生労働省では希少言語に対応した遠隔通訳サービスを提供します

本サービスは医療機関であれば、どなたでも申込が可能です。

電話通訳サービスのご案内

来日する外国人の増加が見込まれる中、外国人患者が安心して日本の医療機関を受診できる体制を整備することが重要であり、厚生労働省では、医療通訳者の医療機関への配置などへの財政支援を実施してきました。

しかし、使用頻度が少ない言語、いわゆる希少言語については、費用対効果の面から医療機関が通訳サービス提供事業者と常時契約するのは困難な場合があると考えられ、また、通訳者の数の確保等の課題もまた指摘されています。このような状況から、希少言語に関する通訳サービスは、主要な言語とは異なり、民間事業者による安定的なサービスが行き届かない可能性も考えられます。

本事業では、民間サービスが少なく、通訳者の確保が困難な希少言語に対して、行政が遠隔通訳サービスを提供することを目的として、「希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業」を実施し、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指すものです。

※新型コロナウイルス関連の患者対応時にもご利用いただけます。

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ご来院の外国人患者との電話通訳サービス 外国人患者からの外線入電に対する3者間通訳サービス (病院の交換台などが3者間の電話に対応している場合)
対象機関	全国の医療機関（サービスの利用には登録が必要です）
対応言語	タイ語、マレー・インドネシア語、タミル語、ベトナム語、フランス語、ヒンディー語、イタリア語、ロシア語、ネパール語、アラビア語、タガログ語、クメール語、ドイツ語、ミャンマー語、ベنگガール語、モンゴル語、ウクライナ語*
対応期間	2023年4月1日～2024年3月31日 24時間体制
利用料金	最初の10分は1,500円、以降5分あたり500円（通話料は利用者負担） ※ウクライナ語の通話料は別途お見積りとなります。ウクライナ語の通訳サービス利用料は当分の間無料とします。（通話料は利用者負担）

この他、夜間・休日外国人患者に対応するお困りごとがある場合には以下にご相談ください。

厚生労働省夜間・休日ワンストップ窓口

(03-6371-0057 平日17時～翌朝9時まで、土日祝日および年末年始24時間)

※厚生労働省 外国人患者に対する医療機関認定制度等推進事業 2023

電話通訳サービス 登録の手順

事前申し込み → 受付確認 → 運営事務局から電話番号の連絡 → 利用の開始

- ①本サービスをご利用になるには、別紙の申込書での**事前登録**が必要になります。必要事項をご記入の上、下記宛先にメールまたはFAXで申込書をご送付ください。

メール：mhlw-office@bridge-ms.com

FAX：03-5366-6002

※2023年3月までに登録済の医療機関はご利用にあたっての再申し込みは不要です。
※登録前の緊急時利用の場合は、下記問い合わせ先（運営事務局）までご相談ください。



- ②ご利用方法については、別紙のご案内資料をご一読ください。



- ③ご利用になる際は、言語を特定することによりスムーズな通話が可能となりますので、「言語指し表（登録後に送付）」をご利用ください。

注意事項

- ご利用にあたっては、通話料は利用者負担となります。
- 通訳利用は実際の利用時間に応じて月末締め翌月払いで請求書発行いたします。
- サービスの契約料、月極めの利用料等はかかりません。
- 本サービスは登録された医療機関のみご利用いただけます。
- ご不備点は運営事務局までお問い合わせください。

問い合わせ先（運営事務局）

TEL：03-5366-6018（平日09：30～18：00）
03-4332-1288（平日18：00～翌朝9：30・土日祝日および年末年始24時間）
FAX：03-5366-6002 E-mail：mhlw-office@bridge-ms.com
〒160-0022 東京都新宿区新宿4丁目3番17号 FORECAST 新宿 SOUTH 4F
株式会社 BRIDGE MULTILINGUAL SOLUTIONS 内

※厚生労働省 外国人患者に対する医療機関認定制度等推進事業 2023

訪日外国人受診者の医療費不払い防止及び報告に関する情報

- 厚生労働省では、出入国在留管理庁と連携して国内の保険医療機関から一定額以上の医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を収集し、出入国在留管理庁へ共有する仕組みを運用しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

医療機関の皆様へ 厚生労働省

「訪日外国人受診者による医療費不払い情報報告システム」へのご協力をお願いします

訪日外国人受診者による不払いの発生抑止となるよう、医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人について、次回以降の入国審査が厳格化されます

システム登録と不払い情報報告の流れ

報告システムURL <https://unpaid.mhlw.go.jp/report/>

- 最初にシステムへの医療機関登録をお願いします。
- 訪日外国人の受診の際には、パスポート情報の取得をしてください。
- 不払いが発生したら、システムへ不払い情報をご登録ください。

STEP1 システムへの医療機関情報の登録

STEP2 パスポート情報の取得

STEP3 不払いの発生

STEP4 システムへの不払い情報の登録

院内掲示用ポスター等の資材や登録方法の説明動画、マニュアル等は厚生労働省ホームページでご覧いただけます。

【システム登録方法の詳細については、説明会にご参加ください】
詳細・お申込みは広報ページをご確認ください
(<https://mediphone.jp/mhlw/unpaid-briefing2023/>)

QRコードでアクセス

お問合せ・問い合わせ先
厚生労働省訪日外国人受診者医療費未払情報事務局
(関係先：メディアイン株式会社)

050-3131-7194 平日9:00-17:00
unpaid.mhlw@mediphone.jp

海外にお住まいで日本の公的な医療保険をお持ちでない患者さんが受診した際に、適切に医療費をお支払い頂くための8つのチェックポイント

- 言語を確認
- 家族医的を確認
- 診療申込書に記載してもらふ
- 本人確認 ※本人確認が必須です
- 医療費の目安を確認
- 支払い方法を確認 ※現金・クレジットカード ※海外発行のクレジットカードは、日本国内でご利用できません
- 医療費に関する要望を確認
- もう一度チェック

※7-8は、患者さんごとの状況により実施してください

夜間・休日に困ったことがあったら直ぐ相談
03-6371-0057
(厚労省ワンストップ相談)

4. 本人確認について

本人確認は、重症化し治療の継続が困難な患者さん、医療費の適切な支払いが観点から、重要です。海外にお住まいで日本の公的な医療保険をお持ちでない患者さんに対しては、パスポートの提示をお願いします。必要な情報を正確に取得し、以下の情報は不払い発生時の調査に必要となります。

- ✓ 国籍による差別にならないよう、国籍に応じて本人確認の実施の有無を判断することがないようにしましょう。
- ✓ 日本への渡航に当たり、帰国を出国時に取崩し登録（ビザ）の種別によっては、入国の条件として国際医療保険の加入が義務づけられている場合があります。

UTOPA

必要事項

- 発行済みのカード
- パスポート番号
- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 有効期限満了日

適切な医療費の支払いの観点から、必要に応じて、同行者や関係するケア会社などの情報も収集しましょう。

5. 医療費の請求の経路について

日本では診療前に医療費の払戻をすることは稀ですが、海外では診療前に医療費の経路見逃しのを指示する一歩的契約です。

患者さんによっては、医療費がどの程度かかるか想像がつかず、現金で支払うのクレジットカードを使わず現金のみ、判断がつかず準備できないケースもあります。

例えば、●●万円など、おおよその総額を示す方法や、診療だけで済む場合は○○円、単純CT検査を行う場合は△△円、など提示する方法もあります。診療と処方では医療費は○○円以内の範囲で支払えます。必要に診療費が払えることを確認してもらいましょう。

医師の費用が自己負担を上限としたりする場合があります。実際には医師の診察によって必要な医療費が決定されることも想定する必要があります。

高額な費用が予想される場合には、クレジットカードの支払い上限を確認するようお願いします。

※自由診療の価格設定については、厚生労働省医療費未払外国人患者の受入の環境整備に関する研究「研究実況」で作成された「訪日外国人の診療報酬決定方法」を参考にしてください

日本医師会医師賠償責任保険医療通訳サービス

- 日本医師会医師賠償責任保険 基本契約への付帯サービスとして、無料で年間20回まで医療通訳をご利用いただけます。

利用対象者：開設者・管理者が日本医師会A1会員である医療機関の医師・職員

電話医療通訳：A1会員一人あたり年間20回まで無料、19言語、毎日8:30～24:00

機械翻訳：回数無制限、18言語、毎日24時間（無料）

<https://mediphone.jp/forms/jma.html>



電話医療通訳

対応言語：19言語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タイ語・ロシア語・タガログ語・フランス語・ヒンディー語・モンゴル語・ネパール語・インドネシア語・ペルシャ語・ミャンマー語・広東語・アラビア語・ウクライナ語）

対応時間：毎日8:30～24:00

※IC、ムンテラにも対応

※ウクライナから避難された患者やその親族における電話医療通訳については対象言語に関わらず、年間20回の回数制限を除外して対応

機械翻訳

対応言語：18言語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タイ語・ロシア語・タガログ語・フランス語・ヒンディー語・モンゴル語・ネパール語・インドネシア語・ペルシャ語・ミャンマー語・広東語・アラビア語）

対応時間：毎日24時間

※ウクライナ語は対象外

地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル（改訂第2版）

- 本マニュアルは「厚生労働省 訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」の専門家の議論等を踏まえ、地方自治体における地域の外国人患者の受入環境整備の資するよう取りまとめられたものです。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/new_page_00005.html



全国保健所長会の各種情報提供（外国人対応）

- 保健行政窓口のための 外国人対応の手引き、保健行政のための多言語行政文書集などのほか、新型コロナウイルス感染症、結核、精神保健福祉に関する多言語行政文書がダウンロードできるようになっています。

http://www.phcd.jp/02/t_gaikoku/

保健行政窓口のための 外国人対応の手引き

第 2.2 版



2020年3月
(2023年3月小改訂)

令和4年度地域保健総合推進事業



保健行政のための 多言語行政文書集

第 1 版



2019年3月策定
(2019年4月修正)

平成30年度地域保健総合推進事業
グローバルヘルスの保健所機能強化への活用方法確立および
開発途上国に対する日本の衛生行政経験の伝達可能性の模索
(全国保健所長会グローバルヘルス研究班)
分班事業名：島岡子（熊本県御船保健所）

保健所のグローバル化対応能力強化ワーキンググループ着
グループリーダー：矢野亮佑（青森県三戸地方保健所）

保健所における外国人漂着者対応 マニュアル

このマニュアルは、保健所で感染症患者等の一環として健康観察等、検疫業務に協力する場合には、「参考」として全国保健所長会が、情報提供するものである。

平成 31 年 3 月

全国保健所長会
健康危機管理委員会